

4月1日(金)から

今庄・河野総合事務所 平日の夜間日直業務時間が 変わります

平成22年4月から各総合事務所では、町職員による宿直業務を取りやめ、平日の夜間は午後10時まで日直業務を行ってきましたが、4月1日(金)から時間を繰り上げて、午後7時までの日直業務に変更します。

なお、午後7時以降の電話による問合せや各種届出、書類の受け付けなどは、本庁で行います。ご理解とご協力をお願いします。

	平日		土・日曜日、祝日等	
	問合せ	午前8時30分 ～ 午後7時	午後7時 ～ 翌日午前8時30分	午前8時30分 ～ 午後5時30分
各種届出	本庁 各総合事務所	本庁	本庁 各総合事務所	本庁
電話	本庁 各総合事務所	本庁 各総合事務所分は 本庁へ自動転送	本庁 各総合事務所	本庁 各総合事務所分は 本庁へ自動転送

※平日の午後7時以降および土・日曜日、祝日等の午後5時30分以降の公民館教室等の利用については、南越前町シルバー人材センターが管理を行います。

問合せ 総務課 ☎47-8000

3月20日(日)～26日(土) 春の火災予防運動

これからの時季は、空気が乾燥し、わずかな火種が火災につながります。火を使用する際は、決してその場を離れないでください。もし、その場から離れる場合は、完全に火が消えているかを確認してください。また、これから春を迎えるにあたり、たき火や山での火入れ、入山者の増加が見込まれ、このことが原因となる火災が多く発生しますので、十分な注意をお願いします。

「いっしょにがんばろう」をテーマに
昨年、南越消防組合管内では、たばこの不始末と天ぷら油の過熱による火災が多発しました。

南越消防組合管内では、平成22年中、31件の火災が発生し、そのうち、たばこの不始末と天ぷら油の過熱による火災が合計8件発生しました。

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



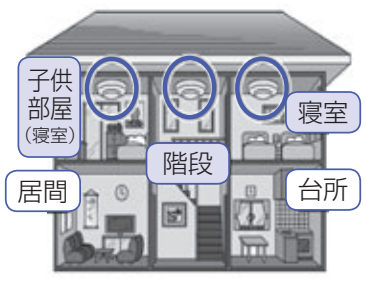
南越消防組合管内 平成22年中の 火災概要 ()は前年比

☆火災件数	31件 (+6件)
☆損害額	6,582万円 (+1,252万円)
☆死者	2名 (+2名)
☆負傷者	6名 (+4名)
★主な出火原因	
・たばこ	5件 (+3件)
・こんろ	3件 (+2件)
・ストープ	3件 (+2件)



住宅用火災警報器の設置期限が迫っています

住宅火災による死亡原因の第1位は「逃げ遅れ」です。住宅用火災警報器があなたと家族の生命を守ります！平成23年5月31日までに、煙式の住宅用火災警報器を取り付けなければいけません。取り付けが必要な場所



寝室・階段には、煙式火災警報器を設置してください。台所や居間には、取り付けの義務はありませんが、努めて取り付けましょう。(台所には熱式が適しています。)

問合せ 南消防署 ☎45-0119
河野分署 ☎48-3119